留意事項

〇屋外広告物業の登録について

千葉県内で屋外広告物業を営む場合には県知事の登録が必要です。 登録がされているか、登録の有効期間が切れていないかご確認下さい。 ※屋外広告物業登録についての問い合わせ先:千葉県公園緑地課 TEO43-223-3279/3998

〈申請関係〉

- 申請には広告種類、面積に応じて手数料がかかります。
- 郵送申請も可能ですが、許可書の受取も郵送を希望する場合は 返信用封筒を同封して下さい。
 - ※返信用封筒は可能な限り追跡ができるものをご準備下さい。
- 担当者を明記したものを同封して下さい。
 - ※申請内容の確認、不足書類のご連絡等をさせて頂くことがあります。
- ・許可事項に変更(管理者等の変更、広告物の変更等)があった時、 広告を除却する時などはその都度申請が必要になります。
- 更新申請は許可期限の2週間前までに手続きを行ってください。

〈添付図面〉

- 形状、寸法、材料及び構造のわかる仕様書及び図面 (仕様書の例) 広告物数量や面積の一覧表、構造の分かる製品書等 (図面の例) 建物、工作物等の立面図、構造図、敷地内の配置図等
 - ※手数料の算定に使用するので広告物や建築物、工作物の 高さや面積等が正確に分かるものを添付願います。 ⇒広告面積が大きいほど手数料は高額になります
 - ※壁面広告等は広告を設置するすべての壁面が分かるものを添付して下さい。
- ・ 意匠、 色彩及び表示又は設置の方法の分かる図面

(例) 意匠図等

- ※広告物のデザインが分かり、**どの広告が**敷地や壁面の **どこに、どのように設置されているのか分かる**図面を添付して下さい。
 - ※可能であれば、カラーのものでお願いします。

問い合わせ先:都市建設課 都市計画室 0476-33-7711